

第八節 重臣會議と管領

室町幕府を構造的に捉えると、守護勢力の均衡の上に將軍を頂く形で成立している政權である⁽¹⁹⁾。その有力守護の勢力の調和と均衡を保障する役割を担ったのが重臣會議である。そしてまた、少なくとも義教初政の頃までは、幕政の最高責任者としての地位と権限を付与された管領を中枢に、集権的な政治体制が維持されるシステムになっていた。したがって、管領の主たる役割の一つに守護間の利害調整があつた。

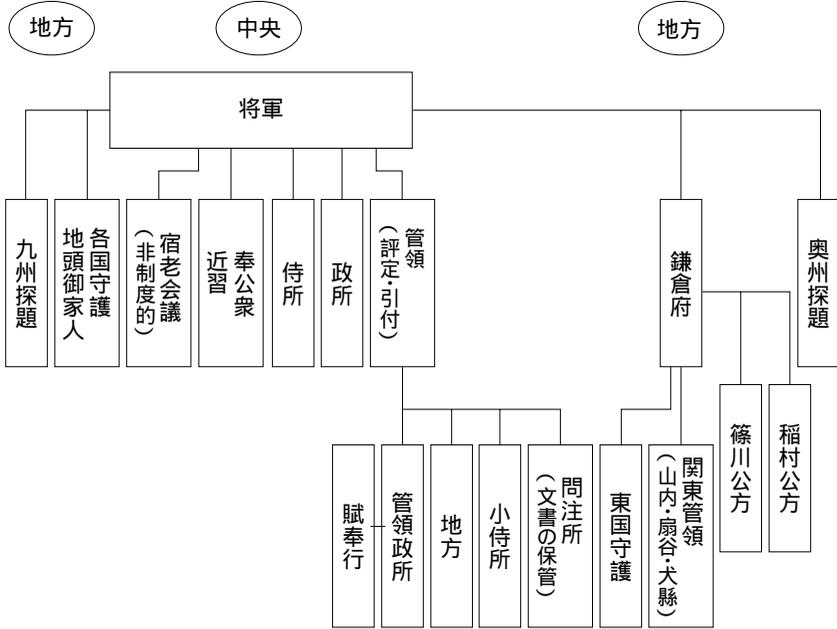
管領制については佐藤進一論考⁽²⁰⁾によると、室町幕府の初期における尊氏直義両頭政治に表現される將軍權力の二元性の調和点が管領制であるとしている。また、管領を將軍の執事と政務の長官とを併せた地位であると規定している。それ故に、管領は、將軍權力が独走することを抑止する役割も担い、時にはまた、將軍に諫止する代表にもなつたのである。

義満から義持へと継承された管領制は義教に至つて変化する。將軍御前沙汰体制がとられ親裁権が強化したことによる。その結果、管領の力が相対的に弱体化し、その存在の影が薄くなるが、基本的には管領制であり、管領が將軍を補佐し幕臣の中心人物であることには変わりない。

將軍側からみれば、守護層の代弁者たる管領と協調関係にあることは政權を維持する上で必要不可欠であつた。それは幕府の遵行体制（上意下達・下意上達）、即ち、管領・守護・守護代・守護使節といったルートの中で守護が果たす役割が大きかつたからである。

義教は、弱体化した管領制を一方に保持しながら、もう一方では、幕府行政事務官たる奉行人層に着目し、將軍への權力集中を計つた。義教が將軍に就任して三年ほど経過した時分、つまり、『御前落居記録』が作成され始めた頃には、奉行人は、早くも義教専制体制を担う重要な柱となつていた。

図8 義教將軍就任以前の幕府機構図



- 注1 宿老会議は非制度的な機関であり、義持期に創設されたと考えられている。
 注2 宿老会議（重臣会議）では、幕政の重要事項が管領主宰により決定された。
 注3 応永7年（1400）、大崎（斯波）満持を奥州探題に補任、この時から奥州探題と称されるようになった。
 注4 応永2年（1395）、今川了俊が九州探題職を解任され、以後、洪川氏が探題に任命される。しかし、
 応永30年（1423）、少弐満貞に敗れて以後は衰退。

抑々、室町幕府が貞治元年（一三三六）に管領を設置し、その地位権限を強化するに及んで、評定・引付は管領制度の中に吸収された。管領が専権を振るつたのは、義満幼少時の細川頼之と斯波義將の二管領ぐらいたが、管領に支えられた義持時代（応永年間）も鎌倉府の抵抗を除けば、比較的安定した時期が続いた。

ところで、義教専権時代の前、義持時代がどのような政権であったかを知っておくことは、次の義教期を分析するうえに役立つ。そこで次に、義持政権の特色を少述しておきたい。

まず、管領政治の典型的な形は、四代將軍義持時代と見られている。渡辺世祐は、この時期を管領及び宿老政治と規定した。

義満の死後、義持は宿老斯波義將の強力な支援によって四代將軍の座に就

いた人物で、彼の政治は終始、管領や宿老の意見を尊重する姿勢であった。

義持は、重要懸案の決定に関しては、宿老らの合議による意見（決定）に委ねる政治運営を行なった。彼の治世は、総体的には安定した政権であったが、この総体的安定の政治運営を推進できた理由は、勿論、義持自身の個性や器量にもよるが、ブレイン満済の政治的手腕も大きかったのではないだろうか。元来、義持は信仰心に厚く、御祈と参詣に明け暮れる将軍であった。そして、この御祈を通して満済と義持は接近したのである。

この時期の最大懸案は、関東との確執であったが、管領・宿老・満済らの意見と合意により政策を決定している状況は、義持政権の特色を如実に示している。室町幕府は、奥州管領・鎌倉府・九州探題を置き、辺境分治策をとっていたが（図8「義教将軍就任以前の幕府機構図」参照）、就中、関東の持氏との確執は永享の乱終結まで続いたのである。

義持期に起きた、側近富樫満成や赤松持貞失脚事件は、強力化する側近勢力を恐れた重臣（宿老）らによる疑獄事件と推測されることや、義円（六代将軍義教）嗣立時の義持と重臣らとのやりとりの経緯には、将軍と管領・重臣会議の関係が象徴的に示されている。

義円が次期将軍に嗣立された過程は、『満済准后日記』に詳しく記されているが、皮肉なことに、義持の管領重視の政治形態に修正を加え、将軍専制をめざしたのが、重臣らによるくじで選出された同母弟の義円（義教）であった。

つまり、義教は、将軍親裁権を強化し、直接裁判権を行使したのであって、その結果、管領の権限は縮少を余儀なくされたのである。

また、本論文では、追求を省略しているが、義教が有力守護弾圧政策を遂行した事実も明らかである。それは守護家家督相続への介入⁽¹²⁾や、一色義貫・土岐持頼らを誅殺した事件等が示している如くである。

義教は、将軍就任早々の時期においては、管領（畠山満家）に対し、かなり従順的に行動している。しかし、斯

波義淳に交代した後、明確な理由が示されないまま、管領職を上表するという事件が発生している。上表理由については、不安定な斯波氏の領国経営がその理由とする説等諸説あるが、この時の斯波義淳の立場を案ずるに、これは將軍・重臣會議・管領の三者の関わりにおける力関係が、その因と考えられる。表面上は「非器」が上表理由になってはいるが、真の理由は、進行をはじめた新將軍専制体制への抵抗であろう。義教の統治権力が強化することは、管領権力の削減に連動したことは確かである。

義教の管領抑止策は、直接的には、重臣會議における管領の地位低下を招く結果になった。反面、重臣層の発言力（意見）を強化させたことになる。彼らの領国経営という側面から見れば、莊園保護策を基本とする幕府の方針は、守護大名の分国統治策と相反する結果になり、管領に就任したことにより、却って領国経営を困難にし不利をきたす危険性があったことは確かである。斯波義淳の管領職上表の理由の一つには、こういった点もあつたのではないかと推測される。

抑々、室町時代における重臣會議の重要性を指摘し、重臣會議の機能について明らかにしたのは佐藤進一、今谷明の論考である⁽¹²²⁾。重臣會議の役割には、將軍と管領の政務決定を正当化し、補助する面と、將軍と管領への権力集中を阻止する面の二つの側面があると指摘されている。

重臣會議は制度的な幕府の組織ではない。非制度的なものである。この合議体は室町幕府初期の頃より存在したことはわかっているが、実体が判明するものは少ない⁽¹²³⁾。

ところが、義持・義教期における重臣層の行動は活発で、將軍からも多くの諮問がある。そういった重臣會議の実状を『満濟准后日記』と『建内記』はよく伝えている。これらの日記中に、「大名」とか、「諸大名」といった文言が随所に見られるが、有力者とか守護といった一般的な意味合いとは異なる。「管領己下諸大名」、「諸大名意見廿五日披露云々」、「被仰諸大名等云」⁽¹²⁴⁾にある如く、ある限定された大名を指していると思えるのである。室町幕府義教期における最も重要な重臣（構成員）を考えるに、機密性という観点から考察した場合、二通りあつたと

思われる。

一つは、応永三十五年正月十七日、御相続の仁體につき條々談合したメンバーである。それは、管領（畠山）・斯波・細川・山名・畠山（庶流）・細川（庶流）・満濟である。これらのメンバーは、義円を嗣立しその後の幕府の政治体制を作っていた面々である。

もう一つは、三管領四職の家という家格のクラスが加わって、右のメンバーに赤松・一色も参加する。以上は、『満濟准后日記』の満濟個人の記載から得た考察である。

いずれにしても重臣会議の主導者は、管領と満濟であり、「外様と内々」の様相を呈する。これは言うまでもなく、表向の「公式」とこれに相對する「非公式」の意味を呈する。つまり、表向の顔が管領、非公式の内々の顔が満濟ということになる。出席回数から分析すると管領が上位となるが、これは管領という地位からくるもので、特に將軍義教からの信頼度が高かったという訳ではないと思われる。会議の場所も管領亭の場合が散見できるが、この点についても同様と思われる。また、庶流家の畠山満則（満慶とも名乗る、能登守護家）・細川讚岐守（満久）等が重臣会議に加わっていることや、その満則が没すると、この家には、嘉吉元年（一四四一）七月一日まで一回¹²⁵の召集もない。この時期（嘉吉元年）は、満則の息義忠の代になっていたが、七月一日にはじめて、畠山家督（本家一流）についての諮問があったということである。それでも義忠にとつては重要な一件であったのである。さらに永享五年（一四三三）に斯波義淳（嫡流家）が没すると、永享五年を最後に斯波家の参画が見えなくなる¹²⁶といった状況は、元々、重臣会議が非制度的なものであったという事情もあって、ここへの出席は、個人的に將軍の信頼度が厚かった者に限られていたと考えられる。満濟の日記には、宿老の畠山満家・山名時照が比較的よく登場する。彼らとは実に円滑なやりとりが認められる。このような状況から判断して、重臣会議への参画についても専制君主義教の恣意性が感得されるのである。それ故に却って、当時、幕府重臣会議のメンバーであることには大きな意義があったと思われる。

表3 重臣一覧（義教在位の頃）

年 号 名	1428	1429											1441	1444			
	正 長 元	永 享 元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十 一	十 二	嘉 吉 元	二	三	大 安 元
① 畠山満家 (管領在籍)	5/9/19没										1/8/24						
斯波義淳 (管領在籍)	5/12/1没										4/10/10						
① 細川持元	2/7/14没																
細川持之 (管領在籍)	4/10/22										2/8/4没		2/6/29				
細川満久	2/9/28没																
畠山満則	4/4/27没																
① 山名時熙	7/7/4没																
① 赤松満祐											1/9/10没(嘉吉の変)						
① 一色義貫											12/5/15没(誅殺)						
三寶院満濟	7/6/13没																

注1 ①印は、正月に松拍子の沙汰をしたことを示す。

注2 重臣クラスは三管四職の家のみではない。┆-----┆は、管領就任期間を表わす。

参考文献 『満濟准后日記』。

重臣会議で検討された意見や意見状は¹²⁷、幕政に大きく貢献するものであったが、右筆方意見が、評議結果を全員一致の形で上申されたのに対し、重臣の意見は、一大名一意見の形で將軍に披露され、相違意見も各々併記された¹²⁸。使者を使つての意見のやりとりも重臣間には認められ、申次を通しての具申もあった。(この方法は、重臣の意見のまとめ役としての管領の地位を、低下させることに繋がったことは言うまでもない。)

しかしながら、重臣会議のメンバー中、最も注目されるのは満濟で、里坊の京都法身院で会議を行なったこともあり、実にその心配りには乳父の如き感がある。彼は内々の儀に徹し、義教から指示があった場合には意見上申をきわめて勇敢に、正確にしているが、余り自分から進んで口入をしている様

子はない。大名間の周旋役、祈祷の仕切役に徹している。また、義教の満濟への信頼度は抜群で、朝廷関係、関東のこと、故実等々、個人的にも諮問が下されている。しかし、多くの場合、「可申管領旨被仰出了」とあって、形式的には管領を立てている義教の配慮も感じられる。

一方、將軍の諮問がなくても重臣側から自主的に意見具申をする場合もある。この重臣側から上申できるシステムが重要であったことは言うまでもない。將軍の意味のない独走を牽制する機能を果たしたのである。例えば、將軍への諫言、愁訴などがその例となる。將軍の命令が重臣らの判断を超えるような厳罰だったりした時にみられる。例をあげると、応永三十四年（一四二七）十一月の赤松持貞事件¹²⁹）に見える処罰、永享六年十二月の山門騒動¹³⁰）などに重臣らの意見請願がみられる。こういつた重臣や満濟らが活躍していた間は、円滑に機能した重臣会議であったが、義教が信頼していた畠山満家が永享五年九月没、山名時熙が永享七年（一四三五）七月没、畠山満則が永享四年四月没、斯波義淳が永享五年十二月没、細川持元が正長二年（九月改元）七月没、そして満濟が永享七年六月十三日卯刻、金剛輪院の御学門所で臨終となり、義教の政務体制もバランスを崩していくのである（表3参照）。

さて、義教期における重臣会議の議題は、幕政における最重要課題が取り上げられている。具体的には次のようなものであった。

- ① 関東公方をはじめとする守護の武力紛争の解決
- ② 幕府財政
- ③ 重要人事
- ④ 制度や儀礼の検討と実行

右のような重要テーマは重臣会議に持ち込まれていたが、他方、荘園内諸階層その他有徳人など、利害（損得）関係をテーマとするような懸案は、大略御前沙汰が主導したと思われる。それは、『御前落居記録』、『御前落居奉

書』の中に如実に表現されている。この御前沙汰の導入が管領の立場を決定的に変化させた。(義持時代には、これらの懸案を管轄していたのは管領であったからである。)

重臣会議と將軍の間に挟まった管領の役割が曖昧になり、その立場が形式的なものへと移りつつあることが満済の日記から看取される。そこにも管領斯波義淳の上表問題が勃発する因が存在したように思えるのである。つまり、前時代には管領が主導していた引付業務が、將軍が主導する御前沙汰体制内へ移行されたということになる。反面、煩瑣な訴訟の業務は従来どおり管領の仕事であった。

しかしながら、管領は將軍元服、御参内始等、幕府典礼には従来通り、幕府最高指導者として欠かすことのできない存在である。「次今夜御元服之後、管領一人二可被下御剣之條、可宜歟之由御尋問、尤可然旨申入了」⁽³¹⁾とある如く、名目的には相変わらず、第一人者であったことが想像できる。

政務関係でも同様な見解ができる。管領の立場は実に表面的で形式的である。評定始、御前沙汰始などの儀式には必ず出席しているが、將軍御前での伺事には管領は同席していない。又、重臣会議においても必ず出席というわけでもない。事後報告を受ける場合も少なくない。管領が重臣会議によって実権を奪われていく様や、義教が管領を飛び越えて、重臣らに諮問する事実は、管領の政務上での後退を意味した。

管領の上表は、現状に対する不満の表現の一つと見るが、既述斯波義淳の他にも同じような例をあげることができる。將軍義政の享徳二年(一四五三)五月廿日、細川右京兆(勝元)の上表を『康富記』が伝えている。「密語云」とか、「風聞説」、「未知其真実」といういかにも「中世のうわさ」といった書き方ではあるが一つの情報にはなる。この例は管領が、上意を伺わず、あるいは俄の成敗をもって、奉書・御教書を発給することに対し、一応公方を経るべしという將軍の仰に対する拒絶反応が、上表という形の自己主張であったと先引史料『康富記』は記している。上表という抵抗の一手を行ってきた管領の態度にも一考が必要である。

この結末は、義政の申入れて撤回になるが、この時分は、改名前の將軍義成(一八歳)の頃で側近らの動きも気

になる。義政（義成）が専制体制に入るのは、長祿元年（一四五七）以降とされている。

義教に象徴される如く、將軍権力が強化されると、管領の力は弱まる。逆に義満・義勝幼少時の如き例もある。その権力行使という点においては反比例の感がある。

一方、幕府の全国支配という観点から論じると、守護による領国経営の安定を以て、將軍権力も、幕政の安定も実現されるという点が重要である。將軍と守護勢力の協調から、管領が創出され、これを支えたのが重臣會議（合議制）である。したがって管領及び重臣會議のメンバーは、単に幕臣の最有力者というだけではなく、守護達の代表者、つまり將軍と幕府諸機関との間、及び將軍と全武士層の間の媒介をなすと共に幕府支配における緩衝の役割を果たすことができたとされる¹³²。この観点が把握されて、はじめて真の室町幕府の性格が見えてくると私は考えている。そして、曲がりなりにも室町幕府が存続した、その原点とも言つべき当時の幕府首脳陣の思想、遠国融和政策を書き記して置きたい。

永享四年（一四三二）、大内対大友の争乱について義教から対策の諮問を請けた前管領畠山満家の答申である。

（略）遠国事ヲ八少々事雖不如上意候、ヨキ程ニテ被閣之事八非当御代計候、等持寺殿以来代々此御計ニテ候ケル由傳承様候、尤又殊勝存云々（略）『満濟准后日記』永享四年三月十六日条）

嘉吉の乱以後、幼少將軍がその任にあつても、御政道事、為御代官於管領右京兆之許被執行之¹³³とあつて、管領制の中で足利政権が存続していくのがわかる。応仁・文明の乱後、管領は常置の職ではなくなり、將軍就任などの行事の際に臨時に置かれる、まさに儀式用の役に過ぎなくなる。しかし、細々と管領職は明応の政変の頃までは存続した。

重臣會議は、大名間の勢力均衡を保障するという役割を、義政初政期の頃までは担い続けたとみられている。